特別清算終結

平成２２年（ヒ）第４号
北海道三笠市幾春別栗丘町16番地
清算株式会社　株式会社邦梅園
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（ヒ）第１０００３号
仙台市若林区卸町東５丁目７番58号
清算株式会社　東北福山通運株式会社
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（ヒ）第８号
群馬県高崎市末広町136番地１
清算株式会社　株式会社日本総合ピーアール
1　決定年月日　平成23年３月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（ヒ）第２１１２号
東京都練馬区関町南２丁目２番４号
清算株式会社　東京フレーミング株式会社
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第１号
長野市南千歳１丁目16番地２
清算株式会社　株式会社小妻屋旅館
代表清算人　高橋　聖明
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第１０２号
北海道稚内市宗谷岬15番９号
清算株式会社　株式会社カネニ台丸谷商店
代表清算人　廣田　善康
1　決定年月日　平成23年３月25日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、協定債権額の本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、1.7638％の金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権者の割合に応じて弁済する。この場合において、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
別紙
協定債権者
1　株式会社北洋銀行稚内支店
2　株式会社北海道銀行稚内支店
3　北海道信用保証協会

以上
旭川地方裁判所民事部

更生計画認可

平成２２年（ミ）第４号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目７番20号
更生会社　株式会社ウエムラ興発
1　決定年月日　平成23年３月23日
2　主文　本件更生計画を認可する。
3　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を具備している。
4　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経過（省略）
第２章　更生計画の基本方針（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更および弁済・納付方法
第１節　通則
１　弁済の場所
⑴　更生債権等の弁済は、管財人事務所（大阪市東住吉区田辺５丁目１番32号ウエムラグレース田辺駅前１階）において行う。
⑵　ただし、更生債権等のうち、管財人が定める期限までに、その指定する書面により金融機関への口座への振り込みを希望する旨を申し出た者に対しては、各債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行う。指定日までに指定がない場合には、更生計画に定める各弁済日に弁済を行わず、指定があった後相当期間経過したのちに弁済を行うことができる。なお、振込手数料は、更生会社の負担とする。
⑶　公租公課の納付は、徴収権者の指定する方法により指定する場所で行う。
２　債権譲渡等の取扱
更生担保権または更生債権について、平成23年１月31日以降、譲渡または移転を原因として債権者名義の変更があった場合においても、権利の変更および弁済方法は債権者名義変更前の債権額を基準とする。免除を受けた金額は、新旧債権者双方にその債権額で按分して分担させる。
３　債権の放棄または債権届出の取下げ等
更生担保権または更生債権について、平成23年１月31日以降、放棄または届出の取下げがあった場合、更生計画に定める権利の変更および弁済の方法は、放棄または取り下げ後の債権額を基準とする。
４　端数処理
更生債権等の権利変更において生じる免除後の弁済額のうち、１円未満の端数は切り捨てる。
第２節　更生担保権の権利の変更と弁済方法
１　不動産を目的とする更生担保権
⑴　確定更生担保権
確定更生担保権の債権者数および債権額は、次のとおりである（別表７の２）。
３件
確定債権額　　金2,264,300,000円
⑵　権利の変更および弁済方法
確定更生担保権額全額を、更生計画認可決定がなされた月の翌月末日（平成23年４月末日の見込み）限りを第１回弁済として、以後、平成27年６月末日まで、毎月末日限り、それぞれ、別表７の２のとおり、分割して弁済する。
なお、更生計画認可決定がなされた月の翌月末日が平成23年４月末日を過ぎる場合には、平成23年４月末日弁済予定分から更生計画認可決定がなされた月の翌月末日弁済分までの合計額を、第１回弁済として、更生計画認可決定がなされた月の翌月末日に弁済し、以後、平成27年６月末日まで、各債権者に対して、それぞれ別表７の２のとおり、弁済する。
２　リースにかかる更生担保権
⑴　確定更生担保権
確定更生担保権の債権者数および債権額は、次のとおりである（別表７の３）。
３件
確定債権額　　金2,092,226円
⑵　権利の変更および弁済方法
確定更生担保権額全額を更生計画認可決定がなされた月の翌月末日（平成23年４月末日の見込み）限り一括して弁済する（別表７の３参照）。
第３節　優先的更生債権の権利の変更と納付方法
１　公租公課の権利の変更と納付方法
⑴　届出債権
届出債権の債権者数および債権額は、次のとおりである（別表７の５参照）。
９件　本税の総額　　金12,055,504円
延滞金等の総額
金87,200円および額未定
⑵　権利の変更および納付方法
①　更生手続開始決定の日から１年を経過する日（その日までに更生計画認可決定がある場合は、その決定の日）までに生じる延滞金等および更生計画認可決定日の翌日以降完納の日までに生じる延滞金等については、徴収の権限を有する者の意見を聴いて、更生計画認可決定日に全額免除を受ける。
更生手続開始決定日の前日までの間に生じた延滞金等および更生手続開始決定日から１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日までの間に生じる延滞金等は、徴収する権限を有する者の同意を得て（納付期限までに同意が得られない場合には同意を得られない額を加えた金額を納付する）、更生計画認可決定日にその全額の免除を受ける（別表７の５）。
②　免除後の金額を、更生計画認可決定後３か月以内に一括して納付する（別表７の５参照）。